

○尼崎市行政不服審査会条例施行規則

平成28年3月31日
規則第43号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市行政不服審査会条例(平成28年尼崎市条例第11号。以下「条例」という。) 第10条の規定に基づき、尼崎市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、その旨を審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。) 第13条第4項に規定する参加人をいう。)及び法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。)に通知しなければならない。

(写し等交付請求)

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め(以下「写し等交付請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(1) 当該写し等交付請求に係る主張書面(法第74条に規定する主張書面をいう。)若しくは資料(電磁的記録(法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))を除く。)(以下「対象主張書面等」という。)又は当該写し等交付請求に係る電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項

(2) 次条各号に掲げる交付の方法のうち当該写し等交付請求をする者が希望する方法

(3) 第5条第1項の規定により写し等交付請求に係る写し等(尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例(平成28年尼崎市条例第34号)第2条第1項第1号に規定する写し等をいう。以下同じ。)の送付による交付を求める場合にあつては、その旨

(写し等の交付の方法)

第4条 写し等交付請求に係る写し等の交付の方法は、次のとおりとする。

(1) 対象主張書面等の写しにあつては、当該対象主張書面等を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを交付する方法

(写し等の送付による交付)

第5条 写し等交付請求をする者は、その写し等の送付による交付を審査会に求めることができる。

2 前項の規定により写し等交付請求に係る写し等の送付による交付を求めた者は、審査会が指定する日までに、当該写し等の送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。

3 前項の費用の額は、同項の送付に要する郵便料金に相当する額とする。

(運営の細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。